

第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画 (骨子案)

【構成案】

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格・位置づけ
3. 計画の期間
4. 計画の策定体制

第 2 章 伊賀市の子ども・子育てをとりまく状況

1. 子ども・子育てにかかる人口・世帯等の状況
2. アンケート結果からみる子どもと子育て世帯の状況
3. 伊賀市における子育て支援の取組状況（第 2 期計画の振り返り）
4. 課題の整理

第 3 章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念
2. 基本目標（政策の大綱）
3. 施策の体系

第 4 章 目標実現のための施策（各論）

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.

} P 8、施策の体系案にて検討

第 5 章 第 3 期事業計画

1. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
2. 幼児期の学校教育・保育にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期
3. 地域子ども・子育て支援事業にかかる量の見込み・確保の内容と実施時期

4. 教育・保育の一体的提供と教育・保育の連携推進
5. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
6. 総合的な子どもの放課後対策の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理
3. 計画の公表

【骨 子】

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、1990年のいわゆる「1.57ショック」から本格的な少子化対策と子育て支援の取り組みが始まりました。それまでは、子育ては家庭で行うことを第一義に、子育て（保育）に欠ける場合のみ公的なサービスを実施するというのが基本でしたが、1990年代以降、核家族化と共働き世帯の増加によって保育サービスの需要が増大し、少子化の進行と相まって、社会全体で子育てや子どもの育成を支え、安心して子どもを産み育てられるようにするための施策や環境整備の必要性が認識されるようになりました。

時を同じくして、国連では「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」が採択され（1989年）、わが国も1994年に批准しました。子どもの権利条約は、18歳未満の子どもは守られる対象であるのみならず、生きる権利、成長する権利、教育を受ける権利、参加する権利など、権利を持つ主体であることを明確にするものでした。

その後、子育て支援に関するさまざまな施策が打ち出され、安心して子どもを産み育てるための環境整備が進みました。2000年以降の社会保障制度改革の流れの中では、子育て支援に関しても重要な施策と位置づけられ、増え続ける保育ニーズによって慢性化していた待機児童対策に本腰が入れられるようになりました。2015年には「子ども・子育て支援新制度」のもとで、文部科学省所管の幼稚園と厚生労働省所管の保育所とを一元的に扱い、必要な量の確保を図るべく「子ども・子育て支援事業計画」が全国の市町村で一斉に策定されました。さらにその後も、幼児教育・保育の無償化など、子ども・子育て支援の充実が図られていますが、残念ながら少子化には歯止めがかかっていない現状があります。

一方、子どもの権利条約批准後も法整備は進まず、2022年ようやく「こども基本法」

が制定され、2023 年 4 月から施行され、それと同時に「こども家庭庁」が発足しました。これらの背景には、増え続ける児童虐待や未成年者の自殺の増加などの社会問題があり、また、子どもの貧困が注目されるなど、子どもの人権を守ることへの社会的な要請が高まってきたことが挙げられます。

こうした流れの中、本市でも、子ども・子育て支援のために必要な施策に取り組み、安心して子どもを産み育てられる地域づくりを進めてきました。2015 年度には第 1 期にあたる「伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2020 年度には「第 2 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定して、本市の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、さまざまな施策を推進してきました。この中で、計画の基本理念を「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長できるまち伊賀市」としており、子どもの人権にも着目したその理念は、「こども基本法」にも通ずるものとなっています。

今後も、子どもの意見を聴き、参加を得ながら、すべてのこどもの育ちが保障され、子どものいるすべての家庭が安心して子育てできるよう、さらなる子ども・子育て支援の取り組みを推進するため、「こども基本法」の理念を鑑みつつ、新たに「第 3 期伊賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の性格・位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に行うための市町村計画であり、国の定める基本指針を踏まえて策定します。

加えて、本計画は、「こども基本法」第 3 条の基本理念や、第 9 条に定める「こども大綱」を勘案し、伊賀市における「こども施策」の一部をなすものとして位置づけます。

また、本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「伊賀市総合計画」や地域福祉の方針を定める「伊賀市地域福祉計画」を、子ども・子育て支援の視点で具体化する分野別計画であり、その他「伊賀市障がい者福祉計画」「伊賀市障がい児福祉計画」など関連する他の分野別計画との調和と整合性を図り策定するものです。

さらに、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援市町村行動計画」、「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策計画」としての位置付けも含む計画として策定するものです。

3. 計画の期間

本計画は、5 か年を 1 期とするものであり、第 3 期計画は 2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までを計画期間とします。

なお、子ども・子育て支援事業の進捗状況を踏まえ、計画期間の中間時点である 2027（令和 9）年度に計画の点検を行い、必要な対策を講ずることとします。

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第 77 条に定める合議制の機関として、住民自治協議会や関係団体の代表者、市民、学識経験者で組織する「伊賀市子ども・子育て会議」において協議を行うとともに、「伊賀市少子化対策庁内連絡会議」を中心に、関係各課の連携を図り全庁的な協議を行います。

また、子ども及び保護者の意見を反映させるため、保護者へのアンケートを実施するほか、直接、子どもからの意見聴取を行います。

さらに、市民に本計画の案を公表し、広く意見を求めるため、パブリックコメントを実施します。

第 3 章 計画の基本的な考え方（総論）

1. 基本理念

将来を担う子どもは「伊賀の宝」、社会の希望であり、伊賀市の未来をつくる力となります。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、地域社会にとって重要な課題です。

子育てとは本来、保護者が第一義的な責任のもと、限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、また、子どもが成長する姿に感動して、保護者自身も成長するという、喜びや生きがいをもたらすものです。

しかしながら、経済的な問題や健康上の問題、家族関係の問題などで、子どもの健全な成長や安心・安全な暮らしが妨げられることがあります。そうした場合に、地域が手を差し伸べ、必要な支援へとつなげることで、自立した生活が可能となります。

子ども一人ひとりの成長や家庭の状況に応じた支援を行い、すべての子育て家庭が安心して子育てができる環境を整えること、また、子どもを産みたい、育てたいと思える社会インフラ環境や、サポート体制を確立させていくことにより、子どもの笑顔があふ

れる活気ある地域づくりをめざしていくことが重要だと考えます。

加えて、伊賀市の子どもは、森、川、里山といった豊かな自然環境に抱かれ、城下町の風情や伝統行事に触れ、何よりも人権を尊重し、多様性を受け入れる風土の中で、地域社会において「伊賀の宝」として大切に育てられています。希望ある未来に向けて、「子どもの最善の利益」が実現され、また、何よりも子どもの人権が尊重され、すべての子どもの育ちが保障される地域社会をめざし、これまでと同様に、次の基本理念を掲げます。

すべての子どもが健やかに、 誇りをもって成長することができるまち伊賀市

子どもと保護者がともに成長し、子育てを通して喜びや幸せを得られる環境づくりを進めるためには、さまざまな問題を抱えている子どもや子育て家庭が、身近なところで気軽に相談できる環境を整えるとともに、早期に問題を発見し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない支援ができる体制を充実させる必要があります。このため、市民、教育・保育関係者、企業・団体、行政が「子ども・子育て支援」の重要性に対する関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしながら協働のもとで推進することが必要です。

2. 基本目標（政策の大綱）

本計画では、基本理念である「すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市」を実現するため、「こども基本法」や「こども大綱」の考え方を踏まえて、次の●つの基本目標（政策の大綱）を定めます。

(1) こどもの人権、権利の尊重

子どもは、生まれながらにして多様な人格を持った個人として尊重されるべき存在です。その人権を尊重し、権利を保障することによって、子どもの今と将来にわたっての「最善の利益」の実現をめざします。

(2) こどもの参加機会の確保

子どもが、子ども自らのことについて意見を持ち、その意見を表明することや、社会に参画することは、子どもの権利として認められるべきものであると同時に、子どもの成長や自己肯定感の向上にもつながるものです。子どもが、その発達の度合いに応じて意見形成し、表明することを支援するとともに、さまざまな機会を通じて子どもが社会

に参画できる地域社会をめざします。

(3) 子育て支援事業の充実

子育ては子どものいる家庭だけで完結できるものではなく、学校、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、放課後児童クラブ等があることで、子育ての悩みや負担感は大きく軽減し、前向きな気持ちで子育てをすることができます。すべての子どもと子育て家庭を見守りながら、質の高い教育・保育事業や子育て支援サービスを提供し、子育てしやすいまちをめざします。

(4) 親子の健康の確保及び増進

妊娠期に始まる母子の健康づくりは、出産、子育てを経て、学齢期に至るまで切れ目なく続いていく必要があります。心身の健全な発育・発達ができるよう、一人ひとりの子どもの成長に合わせた支援体制づくりをめざします。

(5) 子どもの育ちを支える環境の整備

多くの家庭が共働きという中で、家庭と仕事のバランスを取ることが求められています。また、子どもは親だけではなく、地域のさまざまな大人と関わり合うことで成長していきます。家庭や地域での教育力・子育て力を向上させることによって、子どもが地域の中で見守られながら、健やかに成長できる地域社会をめざします。

(6) 困難な状況にある子どもへの支援

貧困やヤングケアラー等の家庭環境、虐待等の家族関係、病気や障がいなど、さまざまな状況によって、子どもが不利益を被ってはいけません。それぞれの状況に応じた保護と支援を適切に実施することにより、子どもや子育て家庭が困難な状況から抜け出せる支援体制づくりをめざします。

(7) 多様性を認め合う社会づくり

子どもは、性別、人種、国籍などを越えて友だちづくりができる心をもっているにもかかわらず、大人の固定観念や思い込みによって多様性が阻害されるおそれがあります。地域の大人が他者への寛容な心を持ち、子どもへの情報提供や教育を行うことによって、多様性を認め合う社会をめざします。

(8) デジタル社会への対応

デジタル社会の進展は功罪ともにあるものですが、もはや避けられるものではなく、いかに上手く付き合っていくかが大切です。情報を適切に取捨選択し、活用できる能力

を身につけられるよう、教育や環境整備を進め、子どもが安全に安心して生きられるデジタル社会をめざします。

(9) 持続可能な社会づくり

次代を担う子どもたちにとって、持続可能性に関わる問題は大きな問題です。未来に向けて、SDGsなどを意識し、不平等や格差の解消、暴力や虐待の根絶、豊かな自然と経済活動の両立といった持続可能な社会の実現をめざします。

3. 施策の体系

第3期伊賀市子ども・子育て支援事業計画（施策の体系・案）	2024. 2. 19				
	【基本理念】	【基本目標】	【基本施策】		
	すべての子どもが健やかに、誇りをもって成長することができるまち伊賀市	1 子育て支援事業の充実	1-1 幼児期における教育・保育の充実		
			1-2 児童の放課後の過ごし方への支援		
			1-3 地域における多様な子育て支援の充実		
			1-4 子育て家庭への経済的負担の軽減		
		2 親子の健康の確保及び増進	2-1 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進		
			2-2 からだそだて・食育の推進		
			2-3 子育ての相談・支援体制の充実		
			2-4 小児救急医療体制の充実		
	3 子どもの育ちを支える環境の整備		3-1 地域や家庭における子育て環境の整備		
			3-2 子どもの居場所・体験機会の提供		
			3-3 外国につながるのがある子どもや家庭への支援		
			3-4 仕事と子育ての両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進		
	4 困難な状況にある子どもへの支援		4-1 子どもの虐待防止の強化		
			4-2 ひとより親家庭への自立支援の推進		
			4-3 子どもの貧困対策		
			4-4 障がいのある子どもや家庭への支援		